

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日	
条例の題名	三重県交通安全対策会議条例	公 布 日	昭和45年10月6日	
条 例 番 号	昭和45年三重県条例第30号	直近改正日	平成24年3月27日	
所管部局課	環境生活部交通安全・消費生活課	電 話 番 号	059-224-2410	
条例の概要	交通安全対策基本法第17条第5項の規定に基づき、三重県交通安全対策会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものである。	条例の種類	委任型	
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	交通安全対策基本法第16条第1項により都道府県に設置することとされている三重県交通安全対策会議(以下「会議」という。)について、同法第17条第5項の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであり、現在においても当条例は妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい		
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	交通安全実施計画及び交通安全実施結果を作成するため幹事会で内容を検証し委員会で決定している。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい		
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	交通安全対策基本法第17条第5項の規定に基づき、会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであり、法令に抵触する内容ではない。	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	当条例に基づき、会議の組織及び運営がなされており、食い違いはない。	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	県民カビジョンにおいて、「交通安全のまちづくり」が施策に掲げられており、整合している。	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	交通安全対策基本法第17条第5項の規定に基づき、会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであり、廃止した場合、明らかな支障が認められる。	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	交通安全対策の推進は全ての県民に効果を及ぼすものであり、効果及びコストの配分は適正である。	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	意見は受けていない。	
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	交通安全対策基本法第17条第5項の規定に基づき、三重県交通安全対策会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めたものであり、その全てにおいて今後も必要な事項である。		無